26—03　P U D T

審判（再審）請求期間の特例

１．　審判（再審）請求人が、その責に帰することができない理由により法定期間（特§121①、§173①、実§45、意§46①、§47①、§58、商§44①、§45①、§61、§68④、⑤）内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から 14 日（在外者にあっては 2 か月）以内で、その期間の経過後 6 か月以内にその請求をすることができる（特§121②、§173②、実§45、意§46②、§47②、§58、商§44②、§45②、§61、§68④、⑤）。

２．　裁判例

ア 法人の工業所有権関係の保全管理業務の責任者が多忙であったというだけでは「その責に帰することができない理由」には当たらない（東地判昭 48.11.16（昭 47（行ウ）110 号））。

イ 請求人が入院手術を受けても、手術後の苦痛の激しい時期を除く期間に審判請求書を作成し提出することに著しい困難があったといえず「その責に帰することができない理由」には当たらない（東高判昭 56.1.27（昭 55（行ケ）227 号））。

ウ 在外者である請求人の本国における代理人の病気は「その責に帰することができない理由」に当たらない（東高判昭 57.10.28（昭 57（行ケ）91 号））。

エ 代理人事務所の事務員の過失に基づくものである場合は「その責に帰することができない理由」に当たらない（最三小判平 1.4.11（平 1（行ツ）8 号）。

（改訂 H27.2）